

令和 7 年 亀岡市議会定例会 12 月議会
提 案 理 由 説 明 書

令和 7 年 12 月 1 日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、12月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、26億5,540万円を追加し、予算総額を520億2,840万円とするものでございます。

その主な内容は、総務費におきましては、本年度も皆様から多大なる御寄附をいただいております「ふるさと力向上寄附金」につきまして、ポータルサイトの活用や、本市の魅力あるふるさと産品を更にアピールするなど積極的に事業を推進することにより、寄附金の年間総額を当初の35億円から40億円に増額を見込み、当該寄附金を、一旦、基金に積み立てる経費等を含め、ふるさと力向上経費に7億5,118万円を計上しております。

民生費におきましては、障がい者福祉サービス事業経費や子ども・子育て支援給付経費などの扶助費において、今年度の所要額見込みの増加に伴う経費を計上しております。また、障がい福祉分野における福祉サービスの安定的な提供を図るため、人材の確保を支援する経費を計上しております。

衛生費におきましては、市立病院に対して、運転資金を支援する経費や、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附金を活用するた

めの経費を、病院事業会計繰出金に 1 億 5 0 0 万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣による農林作物被害の防止・軽減を図るために委託しております有害鳥獣の駆除について、例年以上に捕獲頭数が増えていることに伴う追加経費を、鳥獣対策事業経費に 3 8 5 万円を計上しております。

商工費におきましては、本市の城下町としての歴史的資源を活かし、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、観光情報発信・観光文化施設を整備するための経費を含め、観光推進経費に 4, 4 9 1 万円を計上しております。

土木費におきましては、亀岡運動公園のプールを補修し市民利用の快適性や安全性の向上を図るための経費を公園緑地管理経費に 2, 7 3 9 万円を計上しております。

消防費におきましては、京都中部広域消防組合について、構成市町の経常負担金確定に伴います所要額を、京都中部広域消防組合負担金に、8, 0 7 7 万円を計上しております。また、かめおか防災広場の整備に要する経費を災害対策経費に 2 億 2, 9 4 0 万円計上しております。

さらに、教育費におきましては、中学校給食を実施するための拠点となる用地取得等の経費を学校給食施設整備事業費に 6, 8 6 2 万円を計上しております。

また、特別職や職員の給与に関する条例などの改正及び人事異動に伴

い生じる職員人件費等の増減を各費目において計上している他、年間の必要経費を見込み、所要の経費を補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの御審議をいただきます過程において御説明を申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、寄附金及び、ふるさと納税を原資とした、ふるさと力向上基金繰入金等の特定財源と市税、地方交付税、繰越金等の一般財源で措置いたしております。

継続費につきましては、育親学園校舎等の整備に要する経費について、地方自治法第212条の規定により、期間及び総額等の変更を予算に定めるものでございます。

繰越明許費につきましては、かめおか防災広場の整備に要する経費等について、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用することを予算に定めるものでございます。

債務負担行為につきましては、子ども達に英語でひろがる未来の可能性を確保するため、外国語指導助手を充実させる経費や塵芥処理施設の管理等に係ります経費など、計画的な事務執行を進める必要があるものについて、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の国民健康保険事業特別会計補正予算は、職員人件費等につきまして、所要額293万円を追加するものでございます。

第3号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、居宅介護サービス給付経費等の増額に伴い、所要額4億8,908万円を追加するものでございます。

第4号議案の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、職員人件費につきまして、所要額18万円を追加するものでございます。

第5号議案の水道事業会計補正予算は、職員の給与に関する条例などの改正及び人事異動などによる職員人件費等につきまして937万円を追加するとともに、水処理用薬品購入経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第6号議案の下水道事業会計補正予算は、職員の給与に関する条例などの改正及び人事異動などによる職員人件費等につきまして961万円を減額するとともに、年谷浄化センターの汚泥運搬等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

第7号議案の病院事業会計補正予算は、一般会計負担金について1億円を収入補正するとともに、職員人件費等の所要額1億3,357万円を追加するものでございます。また、廃棄物運搬・処理業務委託等の経費に係る債務負担行為につきまして、予算に定めるものでございます。

次に、第8号議案の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例等の一部改正は、国の給与改定措置に準じ、市長等の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。さらに、亀岡市特別職報酬等審

議会答申に基づき、社会経済情勢、財政状況に鑑み市長等の給料を増額改定し、退職手当についても支給割合の見直しと現在、継続している減額措置を廃止するため関係する条例を改正しようとするものでございます。

第9号議案の一般職員の給与に関する条例の一部改正は、国の給与改定措置に準じ、本市職員の給与に関し、初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も含めて給料表を増額改定し、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正をしようとするものでございます。

第10号議案の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、本市一般職員の給与改定に係る取扱いに準じ、会計年度任用職員の給料表の引上げ、期末・勤勉手当の支給割合等を増額改定しようとするものでございます。

第11号議案のかめおか防災広場設置条例の制定は、大規模災害発生時に、緊急避難場所や救助物資の集積場として活用し、市民の地域防災の拠点となるかめおか防災広場を余部町に設置しようとするものでございます。

次に、第12号議案の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び第13号議案の亀岡市立保育所条例及び亀岡市立認定こども園条例の一部を改正する条例は、すべての子どもの育ち

と子育て家庭を支援するため保育所、認定こども園などに通所、通園していない未就園児を一定時間、保護者の就労要件を問わず柔軟に施設を利用することができる「こども誰でも通園制度」の実施に必要な条例を制定しようとするものであり、併せて、当該制度の施行に伴い関係する条例の規定整備を図ろうとするものでございます。

第14号議案の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に基づき、子ども子育てに関する条例の規定を改めようとするものでございます。

第15号議案の企業立地促進条例の廃止については、制定から約40年を経て、社会情勢や企業ニーズ、本市の企業立地環境が大きく変化するなかで、当該条例につきましては、その役割を果たしたものとして廃止しようとするものでございます。

第16号議案の自然環境を重視した食と農のまちづくり条例の制定は、「食」を中心に自然、環境、生物、農業などが絡み合って形成される豊かなまちづくりの基本理念を定め、未来に引き継ぐため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

第17号議案の水道事業給水条例及び下水道条例の一部を改正する条例は、災害や非常の場合に、給排水装置の早期復旧に努めるため、自治体ごとに指定を受けた給水装置及び排水設備等の工事施行事業者が、

相互に協力できるよう規定を改めようとするものでございます。

第18号議案の財産の取得につきましては、塵芥車の更新計画に基づき塵芥車を3台購入するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第19号議案の損害賠償額の決定につきましては、亀岡市立病院における医療行為に対する相手方からの申し立てにより、患者救済及びその家族の負担軽減の点から総合的な判断により損害賠償金を支払うことについて、亀岡市病院事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

第20号議案は、公の施設である川の駅・亀岡水辺公園の管理に関して、指定管理者を指定しようとするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。